

4 出願者・代理人

(1) 在外者の場合

中国国内に住所及び居所（法人にあっては営業所）を有しない外国人、外国企業又はその他の外国組織は、代理機関に委任しなければ、品種保護出願等の手続をとることができない。

日本からの出願については、①日本企業が中国国内に子会社等を設立して、その子会社等が品種保護出願等をするか、②中国国内に住所又は営業所を有する代理人を選任し、その代理人を通じて品種保護出願等をすることになる。

(2) 代理人の資格等

中国の代理人については、現在では、代理人の資格・条件が撤廃されており、中国の工業商業局から代理会社の設立許可を受けている者であれば、誰でも代理人になることができる。

林業植物については、国家林業局がホームページにおいて21の代理機関（国家林業局の試験に合格した者）のリストを公表しており（ただし、それらの代理機関以外の者も代理人になることができる。）、それらの21の代理機関に委任するのがよいとのことであった。

(3) 代理人の実情

中国において選任する代理人は、品種保護出願から登録に至る手続全般を担うものであり、審査当局とのやり取りに加え、種苗の提出に係る税関・植物検疫への対応、現地調査の場合にはは場の確保等まで行う必要がある場合があり、登録後には毎年の手数料の支払管理業務をも行っている。中国において適切に権利保護を図るためには、中国の新品種保護制度の法令・運用等に精通し、品種保護出願の経験を有している適切な代理人を選任することが重要である。

本事業で実施された海外調査において調査した代理人は、以下のとおりである。

ア 農業植物関係（農業部）

① 九州海原科技（北京）有限公司

※ 中国農業科学院・農業知的財産研究センターのセンター長・宋敏氏が運営する代理機関であり、日本語の対応も可能である。日本語で作成された書面を提供すると、中国語に翻訳して出願関係書類が作成される。品種保護出願の代理業務の手数料は1件当たり6,500元、翻訳手数料は1資料約2,000元程度とのことである。

宋敏氏は、「国際新品種展示プラットフォーム（国際植物品種展示交易平台）」プロジェクトを実施しており、中国で育成・登録された全ての品種の特性・写真（公的情報）、品種の許諾先・種苗の販売先の情報等をまとめたデータベースを作成している。宋敏氏の代理機関は、代理業務、許諾・管理、侵害情報の収集等、植物新品種の保護に係る各種業務をワン・ストップで提供している。

② B E A社 (Beijing E-agri Agency Co., Ltd.)

※ B E A社は、中国国内外の大手種苗会社の代理業務を行うなど、これまで、イネ、トウモロコシ、大豆、カンキツ、トマト、スイカ、リンゴ等の代理業務の実績があるとのことである。英文で資料を提供すれば、中国語に翻訳して出願関係書類が作成される。品種保護出願の代理業務の手数料は1件当たり6,500元、輸入許可証取得が1,000元、翻訳手数料は1資料約2,000元程度とのことである。

イ 林業植物関係 (国家林業局)

- ・ 北京中林緑秀植物新品種権代理事務所

※ 2006年に設立された代理会社であり、海外から約300種の中国出願の代理実績があるとのことである。英文で資料を提供すれば、中国語に翻訳して出願関係書類が作成される。品種保護出願の代理業務の手数料は1件当たり6,000元である。

5 品種保護出願の必要書類等

(1) 必要書類

中国における品種保護出願の際に提出すべき書類は、以下のとおりであり、全ての書類について中国語で記載することを要する。その作成については、中国の代理人に対し、日本における品種保護出願関係資料を提供して作成を依頼し、不足する情報について追加提供することになると考えられる。

(必須書類等)

- ① 品種保護出願書 (別紙3)
- ② 説明書 (別紙4)
- ③ 写真及び簡単な説明 (別紙5)
- ④ 出願品種の種子・菌株の遺伝図

(該当する場合に必要な書類)

- ⑤ 委任状 (日本からの品種保護出願の場合には必須書類) (別紙6)
- ⑥ 優先権主張時
→優先権主張書類
- ⑦ 遺伝子組換え品種である場合
→GMO品種安全評価証明書

(2) 補足説明

ア 品種保護出願書

品種保護出願書は、中国語で記載することを要する。

品種の名称については、中国名で記載する。

優先権を主張する場合には、優先権主張の基礎となる出願の出願国名 (日本)、出